

岡山県飲酒運転根絶宣言店登録実施要領

(趣旨)

第1条 この要領は、飲酒運転をしない、させない、許さないという県民意識の高揚を図り、飲酒運転を許さない社会環境づくりを推進するため、知事が警察本部長と連携して実施する、飲酒運転根絶を宣言する飲食店（以下「飲酒運転根絶宣言店」という。）の登録に関し、必要な事項を定めるものとする。

(登録対象)

第2条 飲酒運転根絶宣言店の登録の対象は、岡山県内で営業し、来店者に酒類を提供する飲食店（以下「酒類提供飲食店」という。）とする。

(登録の基準)

第3条 飲酒運転根絶宣言店は、次の事項を宣言し、実践する酒類提供飲食店とする。

- (1) 来店者に来店方法を確認すること。
- (2) 来店方法が、自動車、自動二輪車、原動機付自転車及び自転車（以下「自動車等」という。）のいずれかの来店者で、飲食した後自動車等を運転する予定のある者（ハンドルキーパー等）には、酒類を提供しないこと。

(登録申込)

第4条 飲酒運転根絶宣言店の登録の申し込みをしようとする酒類提供飲食店は、知事に飲酒運転根絶宣言店登録申込書（様式2。以下「登録申込書」という。）を提出するものとする。

(登録の実施)

第5条 知事は、前条の規定による登録申込書の提出があったときは、警察本部長と協議のうち、その内容を審査し、適当と認められるときは、次に掲げる事項を飲酒運転根絶宣言店登録台帳（様式3。以下「登録台帳」という。）に登録するものとする。

- (1) 商号又は名称
- (2) 所在地
- (3) 代表者の氏名
- (4) 電話番号
- (5) ホームページのアドレス
- (6) 組合名（組合に加入している場合）
- (7) 登録年月日及び登録番号

2 知事は、登録した飲酒運転根絶宣言店（以下「登録宣言店」という。）に対し、飲酒運転根絶宣言店登録証（以下「登録証」という。）を交付するとともに、前項第1号、第2号、第4号及び第5号の事項を、岡山県ホームページに掲載するものとする。

(登録証の表示)

第6条 登録宣言店は、前条の登録証を、来店者に見えやすい場所に掲示するものとする。

(登録の変更)

第7条 登録宣言店は、第5条第1項各号に掲げる事項に変更があったときは、飲酒運転根絶宣言店登録変更届出書（様式4）により、速やかにその旨を知事に届け出るものとする。

(登録の抹消)

第8条 登録宣言店は、廃業その他やむを得ない理由により登録を抹消したいときは、知事に飲酒運転根絶宣言店登録抹消届（様式5）により、速やかにその旨を知事に届け出るとともに、知事に登録証を返納するものとする。

2 知事は、前項の規定により飲酒運転根絶宣言店登録抹消届が提出されたときは、警察本部長と協議のうえ、登録台帳から当該登録宣言店の登録を抹消し、岡山県ホームページへの掲載を取り止めるものとする。

(登録の取消)

第9条 知事は、登録宣言店が次の各号のいずれかに該当するときは、警察本部長と協議のうえ、その登録を取り消すことができる。

- (1) 登録申込書及び飲酒運転根絶宣言店登録変更届出書の記載内容に虚偽があったとき。
- (2) その他登録宣言店として適当でない判断するとき。

2 知事は、前項の規定により登録を取り消したときは、その理由を示して、その旨を当該登録宣言店に通知するとともに、登録台帳から当該登録宣言店の登録を抹消し、岡山県ホームページへの掲載を取り止めるものとする。

3 第1項の規定により登録を取り消された酒類提供飲食店は、知事に登録証を返納するものとする。

(情報提供)

第10条 知事は、登録宣言店が飲酒運転根絶のために必要な取組を効果的に行うことができるよう、警察本部長と協議のうえ、登録宣言店に対し、飲酒運転による交通事故の発生状況等の情報を提供することができる。

(事務)

第11条 この登録に関する事務は、岡山県県民生活部くらし安全安心課において処理する。

(その他)

第12条 この要領に定めるもののほか、登録に関し必要な事項は、知事が別に定める。

附 則

この要領は、平成25年10月31日から施行する。

この要領は、令和6年2月14日から施行する。

登録番号 ()

飲酒運転根絶宣言店登録証

所在地

飲食店名

様

貴店は、飲酒運転の根絶を目指し、次の宣言を
実践する「飲酒運転根絶宣言店」であることを証
します。

宣 言

- 一、来店者に自動車等で来たかどうか来店方法
を確認します。
- 一、自動車等を運転する予定のある来店者
には、酒類を提供しません。

年 月 日

岡山県知事

印

岡山県警察本部長

印

この登録証は、来店者に見えやすい場所に掲示すること

(様式5)

飲酒運転根絶宣言店登録抹消届

年 月 日

岡 山 県 知 事 様

所 在 地
飲 食 店 名
代 表 者 氏 名

飲酒運転根絶宣言店の登録を抹消したいので、岡山県飲酒運転根絶宣言店登録実施要領第8条の規定により、次のとおり届け出ます。

1 登録番号

()

2 返納物

「飲酒運転根絶宣言店登録証」

3 抹消理由